

特
集

テクノロジー×実演 …… 2

——歌声合成技術——

アジア地域の 実演家権利管理団体育成支援について …… 4

7PRA ニュース

VOL. 95

JAN. 2020

CONTENTS

MOVEMENT …… 6

ACTION …… 7

COLUMN/ESSAY …… 8

年頭に当たって

Nomura Man

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 会長

野村 萬

昨年、令和という新しい御代を迎え、本年は、いよいよ東京オリンピック・パラリンピック開催の年となります。さらに、実演家の権利保護の歴史においては、旧著作権法の改正により、「演奏・歌唱」が著作物として位置づけられて100年、現行著作権法が成立し、新たな著作権隣接権制度の下、実演家の権利が認められてより50年という、大きな大きな時代の節目に当たります。

この節目に臨み、実演家著作権隣接権センターCPRA事業、また、実演芸術振興事業の運営の核に据えるべきは、常に変わらず、社会において芸能が果たすべき役割について、自らに問い、かつ担い続ける強い自覚にあると考えます。

去る10月15日、文化芸術振興議員連盟主催の「国会芸術祭」において私は「我が日本の芸能は 古より今に至るまで 人々の日々の営みより生れ出で 豊かなる文化の礎となる……我らの生きる支え 人々の生きる誇りと申す

べきなり」と申し上げました。正にこの心を忘れず、組織においては「老・壮・青」が密なる緊張感を以て事に臨みつつ、公益法人としての責任と意志を持続させていかなければなりません。

昨年はまた、私にとりまして、望外な栄誉を賜わる年でありました。11月に頂きました文化勲章は、舞台活動の成果に留まらず、平成9年より勤めております芸団協会長として、「我が国の芸能の発展向上に尽力している」との評価を併せてのものでありました。組織運営に当たり、実演家自身の目配りの大切さを思い、「太郎冠者のエネルギーと心」で勤めたいと念じて参りましただけに、誠に有難く、重く受け止めております。

河村建夫議連会長による、「五輪の年には文化省」の提唱より早5年。12月の議連総会においては、「具体的検討に直ちに着手すること」との「決議」が行われ、文化庁の「京都移転に向けた効果及び影響の検証」という課題が掲げられました。平成29年、文化芸

術基本法への改正の背景として示された、「社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が求められている」との認識は、「文化芸術の本質的な価値」を土台としたうえで、文化芸術省のありかたの起点として捉える事の出来る理念でありましょう。

さらに、文化芸術にとって、「継承・創造・発展」が、何よりも大切であることは言うを俟ちません。このことが社会に確りと位置づくためには、次代を担う子どもたちが、豊かな文化環境にあることが肝要であり、議連の決議に取り上げられた「芸術教育の充実」が、文化芸術立国の基盤となるもの、と申し上げても過言ではありません。

「国会芸術祭」において私はまた、「大いなる志の成就を 堅く心に決するものなり」との宣言を結びの言葉と致しましたが、年頭に当たり、この言葉を以て本年を覚悟の年とし、邁進する所存を申し上げ、御挨拶と致します。

テクノロジー×実演 ―― 歌声合成技術 ――

レコードや放送の誕生により実演家の権利が創設されたように、
実演家の権利と技術の進展は切っても切り離せない関係にある。
そこで、シリーズ「テクノロジー×実演」では、最新技術の動向を追いつつ、
実演家の権利について考えてみたい。初回となる今回は歌声合成技術について取り上げる。

歌声合成技術の代名詞、 VOCALOID

初音ミクの大ヒットで広く浸透したヤマハ株式会社のVOCALOID™は着々と進化を続けている。人間らしい歌声にするにはかなりの技量と時間が必要だった調整も、現在では大幅に操作性が改善され、初心者でも気軽に歌声創作が可能になった。エディターと呼ばれる専用ソフトに歌詞と音符を入力すると、歌声の「ボイスバンク」から最も適した音声素片と呼ばれる声のパーツが自動的に選択、接続され歌声が合成される。音声素片は、専用にレコーディングした歌声から切り出し、加工して作成される。レコーディングでは歌手や声優が専用のスクリプトを一定のリズム、テンポ、音程で繰り返す。VOCALOIDの開発を担当するヤマハの吉田雅史さんは、ボイスバンクを制作する際、「ユーザーが、その歌声で一番歌わせたいであろう歌を想定し、それに合わせて作っていきます」。

2019年9月に放映された『NHKスペシャル AIでよみがえる美空ひばり』では、AI技術を用いた『VOCALOID: AI』により、故・美空ひばりさんの新曲ライブを実現させた。従来のVOCALOIDでは必要となるボイスバンク用のレコーディングが、故人であるためできない。そこで従来と異なる合成方式を用いた『VOCALOID: AI』を使用し、所属レコード会社や遺族から提供された音声データを用いてAIに学習させることで歌声を作り出した。

それでは、一般の人が著名な歌手のCDを用いてAIに学習させて、その歌手

の歌声で違う歌を歌わせることが簡単にできるようになったのか。吉田さんという。「学習には一般的に入手できないであろう歌声だけのデータが必要です。市販のCDだと、楽器など他の音も収録されているので学習に使用するのは難しいですね」。VOCALOID: AIを開発したヤマハの大道竜之介さんも指摘する。「2分程度の歌声データを読み込ませれば、その人の特徴をある程度捉えたものは作り出せます。ただし著名な歌手の場合には、聴き手側のハードルが高い。ファンの方が納得する歌声を作るには、相応のデータ量が必要です」。それではVOCALOID: AIの長所と短所は何だろうか。VOCALOID: AIの場合には、AIがメロディ、文脈に応じた歌声を推測し合成してくれる。一方、AIの解釈が付くため、ユーザーの意向に沿ってフラットに利用できる通常のVOCALOIDとは異なる。「例えば今回のプロジェクトでは、新曲をプロデュースされた秋元康さんのお考えに合わせて制作しました。創り手の意向に合わせた歌声を合成するため、AIと人間のコミュニケーションをどのように取るか、が今後の課題の一つですね」。

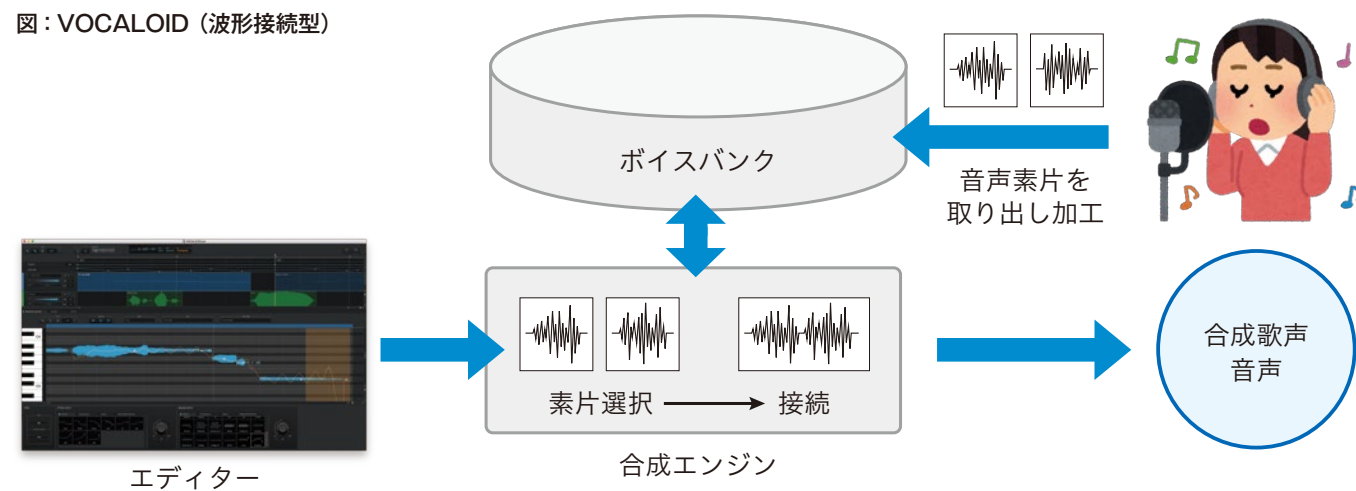
「亡くなった人の歌声を蘇らせるのには、倫理的問題もあると思います」と、ブランド戦略本部の山室大亮さんは指摘する。「今回は、ご遺族と所属レコード会社のご理解とご協力があったからこそ、実現できたのです」。例えば演歌歌手の歌声で全く違う曲調の曲、例えばロックを歌わせることはできるのだろうか。「AIに演歌歌手とロック歌手両方の歌い方を学ばせて、

答えを出させることは可能だと思います」。AI美空ひばりの語り部分を担当したヤマハの才野慶二郎さんという。「ただし、今までのイメージとは全く違う『真っ赤な太陽』を歌ったときには、どのように歌うか、美空ひばりさんの創意工夫があり、全く新しいものが生まれたと思うのです。一方、AIはあくまで過去のデータから学んだものから解を出すので、その点が違うと思います」。今後の目標について、吉田さんという。「物凄い早口や高音、低音など、機械だからこそ出せる歌声もあります。人間らしい歌声だけでなく、人間では出せない歌声も求めている。VOCALOIDは楽器のようなもの。クリエイターの思いを表現する上で出せない歌声はない、というところを目指していきます」。

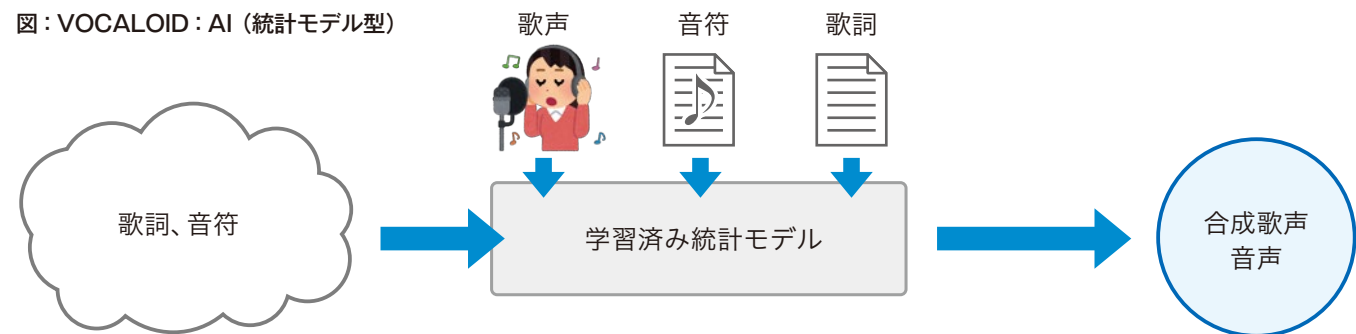
統計モデル型 歌声合成技術の進化

歌声合成技術には、従来のVOCALOIDのような波形接続型のほか、歌い方を事前に機械学習して求めた統計モデルを用いて歌声を合成するVOCALOID: AIのような統計モデル型がある。「波形接続型はサンプラー、統計モデル型はヴォコーダーとイメージすれば分かりやすいかもしれません」。歌声合成技術の動向にも詳しいDTMステーションの藤本健さんという。藤本さんは、AI歌声合成（統計モデル型）による世界初の音楽CDを発売している。藤本さんが利用したのは名古屋工業大学と株式会社テクノスピーチが共同開発した技術で、一人の歌手の

図：VOCALOID（波形接続型）



図：VOCALOID: AI（統計モデル型）



歌声約5時間を学習することで合成システムが完成し、歌詞付きの楽譜を入力するだけで人間の歌声と比べても遜色のない歌声が合成できるという。「この技術の進歩はとても早く、音楽CDを制作した段階では高速演算が可能なコンピュータでも5分の歌を合成するのに10時間近くかかっていましたが、それから1カ月くらいで処理速度が約600倍早まったそうです」。「今回学習した歌声は、約6年前、当時デビューしたばかりの声優さんのものです。プロとして実績を積んだ今、『こんな下手な歌声で新曲を出してほしくない』と思うかもしれません。一方、自分の歌声が作品として残ることに意義を見出す声優さんもいます」。最近では日本マイクロソフトの元・女子高生AI「りんな」がメジャーデビューするなど、統計モデル型にも注目が集まってきている。「どんどん人間に近い歌声に技術が進化している一方で、いかにも合成音といったロボットヴォイスを好む層も厚い。『人間の歌声』という頂上を目指す中でさらに何が生

まれてくるのか。楽しみです」。

歌声合成技術と 実演家の権利

最後に歌声合成技術と実演家の権利との関係について、藤原浩弁護士に伺った。

「実演家の著作隣接権は、実演そのものの利用に働くこととなっているため、歌声合成技術を用いて著名な歌手の歌声で新曲を歌わせ、無断でこれを販売等した場合であっても、その歌手の実演（歌声）そのものを利用していない場合には、著作隣接権侵害には当たらないことになります。しかしそのような場合であっても、その歌手の名声やブランドイメージを利用している以上、現行法であっても、不法行為や不正競争、あるいはパブリシティ権や肖像権といった観点から、歌手の利益を保護すべきであると思います。また、AI等による実演の翻案に対する保護のあり方についても検討すべきかもしれません。次に、AI技術によっ

て生まれた新しい歌声ですが、これを実演とみるべきか、著作物とみるべきか、あるいは産業財産権と考えるべきか、どのような形で保護すべきかについても、現時点では特段の議論も行われていないようです。実演と考えた場合であっても、誰が実演家となるのでしょうか。なお、VOCALOIDを駆使して創作活動をする、いわゆる『ボカロP』は、実演家として、芸団協CPRAから使用料の分配を受けています。これまでの既成概念では解決できない多くの問題があり、新時代における実演の保護について、これから議論していかなければならないと思います」。

（法政広報部 榎野睦子）

〈参考文献〉

- 剣持秀紀、藤本健『ボカロロイド技術論——歌声合成の基礎とその仕組み』（ヤマハミュージックメディア、2014年）
- 山岸順一、徳田恵一ほか『おしゃべりなコンピュータ——音声合成技術の現在と未来』（丸善出版、2015年）
- 高野敦、東将大『売れる歌声』（日経エレクトロニクス2019年8月号）

アジア地域の 実演家権利管理団体育成支援について

芸団協CPRAでは創設当初より文化庁やWIPOに協力し、
アジア地域における実演家権利管理団体育成支援を行ってきた。

また2010年度からは、アジア地域の団体から研修生を受け入れ、独自の実務研修を行っており
来年度からはSCAPR^{※1}と連携し、より体系立てた支援を行うことを目指している。
独自の実務研修開始から10年目を迎える今、これまでの歩みと成果を振り返るとともに、
課題や今後の見通しについてまとめる。

アジア地域への期待

芸団協CPRAと海外団体との交流は、1998年SCAPRに正会員として加盟してから本格的に始まった。現在では31か国41団体と双務契約を締結し、それぞれの国で徴収した使用料を相互に分配している（表1参照）。ただし、締結相手には欧米の団体が多いこともあり、海外への分配が海外からの徴収を上回る状態が続いている。これには、たとえば海外には貸レコードビジネス自体がなく、一方的に使用料を分配するのみといった事情もある。

一方、JASRAC（日本音楽著作権協会）の状況を見ると^{※2}、2017年度の海外入金トップ10にアジアから3か国・地域が入っている。さらに、11位中国、12位マレーシア、17位シンガポールと続いており、東南アジア諸国も含めてアジアにおける利用増進が窺える（表2参照）。

アジア地域からJASRACへの入金は、2013年度は1億2,400万円だったところ2017年度は1億5,700万円と約

25%増加している。

法制度に関して、アジアではカラオケや飲食店におけるレコードの利用について、著作権者のみならず著作権隣接権者にも権利を付与している国が多く、管理制度が整えば、徴収額増加も期待しうる。

アジア地域の現状と協力支援

アジア諸国では、既にローマ条約やWPPTに加盟し、放送二次使用料制度等を有するとともに実演家の権利管理団体が存在する国もある。一方、国際条約に未加盟であるなど権利保護が不十分な国もある（表3参照）。

そこで、WIPOや政府間の連携によって、ローマ条約やWPPTへの加盟の働きかけがなされるとともに、各国の法制度が整い、実演家の権利管理団体が設立されることが先ずは重要であり、芸団協CPRAは、WIPOや文化庁による各国知財当局職員らへの研修に積極的に協力してきた。

実務研修の実績と課題

一方、芸団協CPRAによる独自の実務研修は、韓国FKMPと2010年の双務契約締結を機に始まった。FKMPとは5年間にわたり、職員の交換研修も行い交流を深めつつ、芸団協CPRAからデータ管理や分配計算方法など細部に及ぶ研修を行った。その結果、FKMPは2012年から国内分配、2014年には海外分配を開始している。また2017年に研修を実施したインドISRAも翌年から海外徴収分配を開始するに至った。

研修は一年に一回、団体職員二、三名を招聘して一週間程度かけ実施している。日本の集中管理制度や芸団協CPRAの組織運営にはじまり、利用者との交渉、分配計算方法、委任者管理、海外団体との契約による徴収分配等といった業務毎に、各部署の担当者が専門的な講義を行う一方、研修を通して海外業務課の職員がサポートにあたることで、研修生の理解度を確かめつつ、訪れる団体の成熟度に合わせた研修を実施している。研修生の中には若

表1：2018年度CPRA海外徴収額トップ5か国

順位	団体	国
1	PPL	イギリス
2	SAMI	スウェーデン
3	ABRAMUS	ブラジル
4	SoundExchange	アメリカ
5	GVL	ドイツ

表2：2017年度JASRAC海外入金ランキング

順位	国・地域	順位	国・地域
1	イタリア	6	香港
2	フランス	7	イギリス
3	ドイツ	8	台湾
4	韓国	9	ブラジル
5	アメリカ	10	オーストラリア

表3：アジアにおける制度概況

	韓国	中国	インド	ベトナム	フィリピン	マレーシア	インドネシア	タイ	ネパール	日本
ローマ条約	●	－	－	●	●	－	－	－	－	●
WPPT	●	●	●	－	●	●	●	－	－	●
放送・有線放送 [※]	△	×	○	△	△	△	△	△	○	△
レコード演奏 [※]	△	×	○	△	△	△	△	△	○	×
権利管理団体	FKMP	－	ISRA	APPA	PRSP	RPM	SELMi	－	PSN	CPRA

※○：許諾権 △：報酬請求権

ローマ条約やWPPTの締結状況は2019年9月末現在のもの。

い職員も多く、熱心に質問や意見交換をし、多くの知見を持ち帰っている。

しかしながら、日本との法制度の違いもさることながら、文化や産業構造の違い、また今日では国境を超えたデジタル配信サービスがすでに主流である等といった時代背景の違いもある。芸団協CPRAの発展に裏付けられた知見があっても必ずしも団体運営が容易に軌道に乗るとは限らず、資金難に陥り運営に苦勞するケースも多い。芸団協CPRAとしても、研修を修了した団体と交流を継続し、支援する必要があるだろう。

今後の展望

近年、研修を受けた団体からの評判の声も広まり、SCAPRも芸団協CPRAの活動に興味を示している。

SCAPR内に設置されている開発協力ワーキンググループは、支援対象地域を中南米、アフリカ、アジアと3つに分け管理しており、アジアを担当する理事団体イギリスPPLに協力するかたちで、芸団協CPRAは新たな枠組みによる支援活動も視野に入れている。すでに昨年11月にベトナムのハノイで11か国から21名の参加者を集めて開催された地域著作権研修の講師として要請を受け、海外業務課・小島職員が参加したところである。

（法制広報部 阿部奈々子）

※1：実演家権利管理団体協議会（Societies' Council for the Collective Management of Performers' Rights）

※2：2019年1月23日JASRACシンポジウム「音楽コンテンツの海外展開と著作権——アジア・太平洋地域を中心に——」資料より



上段左：2017年インドISRA研修風景。上段右：2019年ベトナムAPPA研修風景。下段左：2018年韓国FKMP一行が来訪、長年の親交を祝いレセプションを開催。下段右：2018年フィリピンPRSP研修にて芸能花伝舎訪問。

海外徴収分配委員会 安部次郎委員長コメント

アジア地域における音楽市場の成長規模を鑑みると、日本のコンテンツおよびそれに含まれる実演の利用増が期待でき、そのためには適正かつ衡平な使用料等の徴収のための相互の権利管理が必要となる。しかしながらアジアにおいて放送二次使用料制度や実演家の報酬請求権を有する国はいまだ限られており、実演家の権利を管理する団体を持つ国についていえば日本を含めて8か国しかない。すなわち各国が、①著作権にかかる法整備、②法に基づく団体による権利管理制度の導入、③団体による権利処理の実務、の3つのフェーズのいずれかにおいて開発途上であり、それぞれの状況に応じた支援が緊急の課題といえよう。

海外徴収分配委員会では2010年度より上記③に特化した研修を開始し、これまでに韓国、マレーシア、インド、フィリピン、ベトナムからの研修生を受け入れた。韓国とインドについてはすでに芸団協CPRAとも双務契約を締結し使用

楽曲データに基づく徴収分配が開始できるようになっているが、他の国については実務を理解し委任者や管理楽曲のデータベース化などを進める一方で、利用者やレコード製作者との交渉が難航するなどのため、いまだ安定した国内徴収分配が実現していないという厳しい現状にある。

そこで芸団協CPRAはSCAPRの開発協力ワーキンググループと連携し、来年度以降は上述の①、②、③をより多角的かつ横断的に支援できるよう検討を開始したところである。

海外徴収分配委員会では従前より海外団体との契約に基づく徴収業務の強化に取り組んでいるが、この中には今すぐ対応すべき課題もあれば、長期的に見た徴収額の増加という課題もあり、アジア地域の団体育成支援事業は後者に紐づく重要な課題の1つであると考えられる。したがって引き続き本事業に積極的に取り組んでまいりたい。

EU指令に関する勉強会を開催

2019年10月23日及び30日、「レコードの利用形態に見る実演家の権利～欧州著作権法の最新動向から～」について勉強会を開催した。主に委任権利者を対象とした勉強会で、2017年度から3回目の開催となる。

前回に引き続き、安藤和宏東洋大学法学部教授を講師に



勉強会の様子

迎え、6月に欧州連合（EU）において発効した「デジタル単一市場における著作権指令」をテーマに取り上げた。中井秀範CPRA法制広報委員長による挨拶の後、安藤教授の講演が行われた。

同指令のうち、委任権利者の関心が高いであろう条文が取り上げられた。まず、YouTubeのようなオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダが音楽から得ている収益と、音楽の権利者が得ている収益とが不均衡であるというValue Gap問題について、その根本原因とされるセーフハーバー条項について解説があった。その後、同指令のオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダに係る規制について説明があった。次に、製作者等と著作者、実演家で交渉力に差がある中、利用契約において著作者及び実演家が公正な報酬を受け取れるよう、製作者等に義務を課し、著作者及び実演家に権利を付与する規定について取り上げた。

勉強会参加者を対象に行ったアンケートでは、これらの規定について日本でも導入を望む声が多く、関心の高さがうかがえた。

ALAI 研究大会がプラハで開催

2019年のALAI（国際著作権法学会）大会が、9月19日及び20日にチェコのプラハで開催された。EUで集中管理団体に関する欧州指令が採択されてから5周年ということもあり、大会のテーマは“Collective Management（集中管理）”とされ、CISAC（著作権協会国際連合）をはじめとする集中管理団体実務者も多く登壇し、議論を行った。

大会初日、CISAC事務局長Gadi Oron氏よりテクノロジーの発展と集中管理団体の役割について基調講演があった。同氏は、技術革新によって市場の変化が先行するのは歴史の常であり、それに応える形で変化を遂げながらも、集中管理団体による権利の集中管理がクリエイター保護に資するという仕組みはおよそ200年にわたって続いてきており、今後も社会において重要な役割を担うであろうと強調した。

パネル討論「競争法と著作権の集中管理」では、同一分野で複数の集中管理団体が競争する状態はコストの増加とそれに伴う権利者への分配額の減少、さらには利用者側の負担増加による海賊版流通や無許諾利用を誘発し得るとし、集中管理の効果を最大化するためには集中管理団体の独占的地位は自然と正当化されうるし、それにより権利者

と利用者双方に最大の利益をもたらすことができるとの意見があった。

パネル討論「集中管理団体に関する欧州指令から5年」では、同指令に係る今後の手続や課題、英国の欧州連合離脱による影響等について説明があった。同指令により各国ごとのライセンスではなく、一つの集中管理団体が複数国のライセンスを行う形に変化しているが、ユーザーの利便性をさらに高める上で複数の集中管理団体の共通窓口となると指摘した。

大会二日目、パネル討論「技術が主導する著作権管理」では、音楽配信の場合一再生当たりの使用料が少ないにもかかわらず、利用報告データは多く、分配業務の負担が大きいため、管理費が増加している現状を指摘した上で、様々な団体が導入している技術的な解決方法について紹介があった。その他、視聴覚芸術に関する集中管理や拡大集中管理に関する議論も行われた。

オンラインでのコンテンツ利用が主流となっている現在、集中管理の在り方については引き続き、各国の制度や議論の状況を注視する必要がある。

国会芸術祭を開催

2019年10月15日、文化芸術振興議員連盟と文化芸術推進フォーラムとの共催により「国会芸術祭」が、国会議事堂近くの星稜会館で開催された。

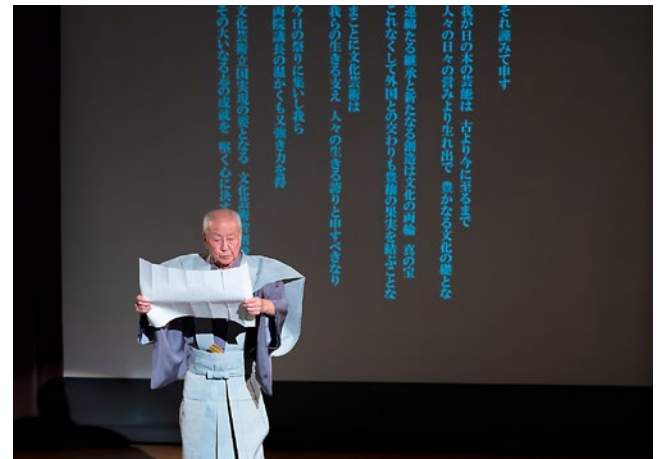
「国会芸術祭」は、スポーツだけでなく文化の祭典でもある2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を控え、国権の最高機関である国会において文化芸術振興の機運を高めるとともに、真の文化芸術立国の早期実現を目指して開催したもの。

山東昭子参議院議長の挨拶の後、河村建夫文化芸術振興議員連盟会長からの開会宣言を受けて、野村萬文化芸術推進フォーラム議長から決意表明が行われた。

和代人平氏による「光り絵」にはじまり、柿沼康二氏による「文化芸術省」の書道パフォーマンス、大前光市氏によるダンス「さくら さくら」が実演された。また、吾妻徳徳氏と花柳基氏の箏曲「令和薫風」による日本舞踊や、チャイコフスキー国際コンクール優勝者の上原彩子氏と佐藤美枝子氏とによる協演も行われた。

最後には、大友直人氏による指揮のもと、山東昭子参議院議長も参加した国会議員有志による合唱団が「春が来た」、「こいのぼり」など四季にちなんだ日本の童謡を歌い上げた。

なお、文化芸術推進フォーラムでは、Twitter（アカウント：@ArtCultureFORUM）やInstagram（アカウント：@artcultureforum）を通じて、当日の模様や出演者へのインタビューをお届けしている。



野村萬文化芸術推進フォーラム議長による決意表明



柿沼康二氏による書「文化芸術省」と国会議員合唱団による合唱

野村萬芸団協会長が文化勲章受章



記者会見の様子（撮影：あかさか くみ）

2019年11月3日、皇居にて文化勲章親授式（伝達式）が行われ、天皇陛下より、野村萬芸団協会長に文化勲章が授与され、内閣総理大臣から勲記が伝達された。

2020年1月に卒寿を迎える今も、現役として舞台に立ち続けていることをはじめ、狂言の魅力を国の内外に伝え、多くの人々に感銘を与えるととともに、狂言の継承保存に尽力し、新作や復曲にも積極的に取り組んできたことなどの功績が受章理由として挙げられ、能楽師としては4人目の受章となる。

また、野村萬芸団協会長は、1977年に芸団協理事に就任し、1997年から現在に至るまで芸団協会長を務めている。芸団協会長として、わが国の芸能の発展向上に尽力していることも受章理由に挙げられており、中村歌右衛門芸団協前会長に引き続いての受章となった。

高村 宏

芸団協CPRA貸レコード使用料委員会副委員長
一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN
法務部／情報管理部 部長

先般、中国の北京を訪問し、現地の音楽事情や音楽制作の現場に触れる機会をいただきました。

すでに中国でもパッケージから配信へと主役が入れ替わっていますが、そこには我々に馴染み深い名称とは異なる中国独自のサービスプロバイダーが何億人ものユーザーを抱えて急成長を遂げている姿がありました。それをけん引しているのは中国のスマホ・ネイティブ世代です。

音づくりに関しても、とても興味深いものがありました。レコーディングスタジオで出会った制作陣は、日本では考えられないほど一様に皆若く、彼らは日本の音楽のクオリティーに敬意を払い、そして貪欲にその技術を吸収しようと真剣な眼差しで質問を繰り返してきます。

「どうしたらストリングスがあんなに柔らかな音になるんですか？」

中国では予算や時間を優先するが故にどうしても質にこだわれない部分があるとのことですが、日本と決って皆が潤沢な環境のもとで制作をしているわけではありません。何かあるとすれば、それは日本が長年培ってきた『音楽づくりの総合力』ということになるのでしょうか。

また、中国のアーティストは費用が高い国内ではなくロンドンでマスタリングをするケースが多いそうですが、音の仕上がりとしては、むしろ日本で行ったほうが中国のサウンドとの親和性が高いのではないかと考えているようです。

そんな話を聞きながら、音楽のクオリティーアップに身を乗り出して取り組む若い世代が中心となって活躍し始めた、まさに温故知新を体現しているこの国が、いずれ音楽でも先進国となる日はそう遠くないのではないかと、そんな風に感じずにはいられませんでした。

ここは負けてはいられませんね、ニッポン！

■ 著作権分科会の動向について

2019年10月30日、法制・基本問題小委員会（第3回）が開催された。「写り込みに係る権利制限規定の拡充に関する中間まとめ」が行われ、意見募集を実施することになった。また、研究目的に係る権利制限規定の創設について、来年度の議論に向けた調査研究を実施することになった。

なお芸団協CPRAは意見募集に対し、現時点において具体的な立法事実が示されておらず、裁判例もないままに権利制限規定を拡充する方向で中間まとめがまとめられており、極めて独善的な内容である、とした上で、このような法改正が実現される場合、当該権利制限規定をよりどころにした権利侵害をいたずらに誘発することも懸念されることから、慎重な議論を求める意見を提出している。

■ 侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会の設置

本検討会は、侵害コンテンツのダウンロード違法化の見直し等を含む著作権法改正法案の国会提出が見送られたことを受けて、実効的な海賊版対策を講じることと、国民の正当な情報収集等について萎縮を生じさせないことという二つの要請がバランスよく並び立つ適切な制度設計等について検討を行うほか、リーチサイト対策の在り方等についても検討を行う目的で、文化庁に設置された。

2019年11月27日に開催された第一回会合では、本検討会では、侵害コンテンツの私的使用目的でのダウンロードについて、すでに違法とされている音楽・映像については切り離し、それ以外の部分の取扱いについて検討を行うこと等の基本方針が了承された。また、①普及啓発・教育等や運用上の配慮、施行状況のフォローアップに関する規定を追加する

こと、②スクリーンショットを行う際に違法画像等が入り込むことを適法にするため写り込みに係る権利制限規定を拡充すること、③軽微なダウンロードを適法にすること、の三つの追加措置について議論された。

なお芸団協CPRAはパブリックコメント募集に対し、対象範囲拡大を検討するにあたっては、音楽・映像に係る法改正の趣旨と成立経緯を十分理解する必要があること、海賊版対策として有効な手段か検証した上で、民事上の違法化にとどめ、刑罰化については様子を見る等柔軟で説得力のある対応があってもいいのではないかとその意見を提出している。

■ 総務省勉強会が『同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題』とりまとめ

ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会は、放送番組の同時配信等における迅速かつ円滑な権利処理の在り方を研究するため、2018年12月から総務省において非公開で開催された。2019年6月の規制改革推進会議による『規制改革推進に関する第5次答申』も踏まえて、同年11月の本勉強会では、日本放送協会及び民放在京キー局5社が同時配信等の円滑な実施に向けた環境整備のため改善が必要と考える課題についてとりまとめを行った。

本とりまとめでは、著作権法上、「同時配信等」の範囲を柔軟な内容とするよう従前より求めているとした上で、放送と別個に配信の許諾を得ることや、権利制限等により放送では不要な許諾が配信では必要となり手続きが困難であること等について具体的な事例を挙げて、全ての課題への対応と改善が不可欠との考えを示している。

CPRA NEWS VOL.95 通巻95号 2020年1月1日発行
発行 / 実演家著作隣接権センター 編集 / 芸団協CPRA法制広報委員会 デザイン / 株式会社ネオプラン

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター (CPRA)

〒163-1466 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11F
TEL. 03-5353-6600 (代表) FAX. 03-5353-6614
http://www.cpra.jp



CULTURE FIRST
はじめに文化ありき

CPRAは、関係団体とともに、
文化を大切にする社会の実現を求め
活動しています。

<http://www.culturefirst.jp/>